

滋賀県地域防災計画(修正案)について

(風水害等対策編・震災対策編・原子力災害対策編)

趣旨

滋賀県地域防災計画について、今年度の台風第 15 号や台風第 19 号をはじめ、これまでに発生した災害の教訓を踏まえた災害対応の見直しや、国の防災基本計画の修正等に伴う見直しを行う。

主な修正項目

1 今年度をはじめこれまで発生した災害の教訓を踏まえた修正

○大規模停電等のライフライン保全に係る対策

- ・大規模停電等の発生に伴う電気事業者をはじめとするライフライン関係機関が行う迅速な応急復旧活動の連携の充実、情報共有などについて修正
- ① 災害時のライフライン復旧に伴う関係機関の連携のさらなる充実

【風水害・震災】

- ② ライフライン機関等の活動拠点を「後方支援拠点※」として新たに指定

※ライフライン関係事業者の人的および物的資材が集結する場所 【風水害・震災】

- ③ 県有の上水道施設について、河川の氾濫などにより浸水の恐れのある施設に対する対策を新たに記載

【風水害】

- ④ 下水道施設について、中継ポンプ場の浸水対策、非常用発電設備による停電対策を新たに記載

【風水害・震災】

- ⑤ 県外の製油所および油槽所から配送される燃料における、県内の災害拠点 SS※へのアクセス道路の優先啓閉に関する事項を新たに記載

【風水害・震災】

※中核 SS、小口燃料配送拠点、住民拠点 SS のこと

2 国の防災基本計画等の修正（令和元年5月）を踏まえた修正

○住民の避難行動を支援する情報提供等

【風水害】

- ・国の防災基本計画の修正に基づき、住民がとるべき行動を直感的に理解できるよう防災情報を5段階の警戒レベルに整理するとともに、「自らの命は自らが守る」という意識の醸成や、地域の災害リスクとるべき避難行動等の周知を行うことを新たに追記

○「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」の変更に伴う修正 【震災】

新たに発表されることとなった「南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意、調査終了）」に対する防災対応について、次の事項を追記。

- ① 災害警戒本部の設置など必要な県の活動体制
- ② 地震の発生に備えた住民の防災対応の再確認
- ③ 行政機関、企業などにおける情報収集および連絡体制の確認ならびに施設、設備などの点検
- ④ 警戒態勢に必要な南海トラフ地震に関する情報の伝達、周知等

3 災害時要配慮者支援対策にかかる修正

○災害派遣福祉チーム（しが DWAT）の設置

【風水害・震災】

- ・福祉専門職等で編成される滋賀県災害派遣福祉チーム（DWAT : Disaster Welfare Assistance Team）の設置および運営に関することについて新たに追記

4 「女性の参画による防災力向上検討懇話会」の議論を踏まえた修正

○懇話会の議論を踏まえ、次のとおり修正

【風水害・震災】

- ・リーダー育成のための講習会の内容に男女共同参画の視点を取り入れるとともに、女性リーダーの育成につながるよう配慮する旨を追記
- ・多様な主体が地域防災の担い手になるよう、教育、広報を通じて、県民や事業者等の防災意識の醸成を図る旨を追記
- ・育児サークルや子ども食堂、放課後児童クラブなど、様々な場で防災教育を推進する旨を追記

5 原子力災害対策指針の改正に伴う修正

○ 「緊急時活動レベル（E A L : Emergency Action Level）」の判断基準の修正

【原子力災害】

- ・原子力災害対策指針では、原子力施設の状況に応じて、緊急事態が、

- ① 警戒事態
- ② 施設敷地緊急事態
- ③ 全面緊急事態

の3つに区分され、これらの緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準が設定されている。

- ・今回はこの判断基準の内容が改正されたことに伴う修正

（これまで考慮されていなかった設備（原子炉を停止させるための新たな設備等）を判断基準に追加することなど）

※今回の修正により、本県の防護措置（屋内退避や一時移転等）の方法に変更はない。

※この修正は、原子力規制委員会規則の公布日（令和2年2月21日）から6月を経過した日（令和2年8月21日）から運用を開始する。

6 その他、県の取組の反映

○新たに締結した災害時応援協定等の追加、既存の災害時応援協定の内容充実

【災害時応援協定編】

新たに締結した災害時応援協定

相手方	協定名称および概要
日本段ボール工業組合	<p>「災害時等における段ボール製品の供給等に関する協定」</p> <p>災害時における段ボール製品の調達および供給。</p> <p>【締結日】平成31年3月11日</p>
社会福祉法人 高島市社会福祉協議会 ほか10 福祉有償運送事業者	<p>「災害等の緊急時における人員輸送に関する協定」</p> <p>災害時における福祉車両による人員輸送の提供。</p> <p>【締結日】平成31年3月20日</p>
公益社団法人 日本水道協会 滋賀県支部 (日水協滋賀県支部)	<p>「大規模断水時における情報共有および役割分担に係る協定」</p> <p>大規模断水発生時における日水協滋賀県支部と滋賀県の間における情報共有と役割分担を明確にし、断水対策を円滑に実施。</p> <p>【締結日】令和元年7月1日</p>
ヤフー株式会社	<p>「災害に係る情報発信等に関する協定」</p> <p>災害時に滋賀県のHPのキャッシュサイトを、ヤフーサービス上に掲載。上記の取組以外も、双方協議のうえ、決定した取組を隨時実施。</p> <p>【締結日】令和元年8月7日</p>
滋賀県 建築設計監理事業 協同組合	<p>「災害時等における滋賀県所管施設の災害等緊急対策業務に関する協定」</p> <p>滋賀県の管理する建築物等において災害等による被害が発生した場合、「被害状況把握のための調査」および「緊急対策のための調査・設計・監理業務」を実施。</p> <p>【締結日】令和元年12月25日</p>

内容を充実した主な災害時応援協定

相手方	協定名称および概要
生活衛生営業関係団体 (一般社団法人滋賀県生活衛生協会・公益財団法人滋賀県生活衛生営業指導センター)	「災害時等における生活衛生営業関係団体による支援帰還する包括協定」の変更 災害時の帰宅困難者対策として旅館等施設による旅館ホテル棟のロビーなどを帰宅途中の人に対し開放することや、要配慮者に対する宿泊施設の提供を追加し帰宅困難者対策への対応の充実。 【変更日】令和元年9月25日

今後の予定

令和2年3月11日 常任委員会において報告

令和2年3月24日 滋賀県防災会議において審議